

議会改革検討委員会日程（第25回）

平成30年3月15日（木）

午後1時 601会議室

1 検討課題の協議

- (1) 委員会資料の事前配布の検討
- (2) 文書質問制度
- (3) 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討

2 その他

「委員会資料の事前配布の検討」に関する協議経過

○提案の要旨（自民党）

「現在は委員会当日まで資料が確認できないため、当日に配付された資料の内容を短時間で確認し、課題や指摘すべき事項を見つけ出し、議論しなければならない。

事前に正副委員長は正副レクにおいて資料を確認できる。この時点で他の委員も資料を確認できれば、委員会当日までの間に資料を読み込むことで、より効率的に要点を把握し、議論を深めることができるものと考える。」

○協議経過

平成28年8月25日（木）から協議を開始し、以降、平成29年2月9日（木）まで計5回にわたり協議を実施した。（平成28年8月25日、10月17日、11月18日、12月13日、平成29年2月9日）

協議結果として、おおむね各会派とも提案の要旨のとおり、委員会資料の事前配布については意見が一致し、執行部側との具体的な協議・調整を行うため、別紙申し合せ正副委員長案を示した。

執行部側からは、資料配布の対象とする資料として、所管事務の調査（報告）に関して、ページ数が多く、内容把握に時間を要するもの（例：川崎市都市計画マスタープラン全体構想素案、川崎市住宅基本計画（案）等）と示され、それら資料に関する情報管理については、特段の御配慮をお願いするとともに、委員会前の追加資料の請求や事前質問については、御容赦願いたいとの回答を得た。

その後の委員会での議論や執行部と事務局との意見交換、及び正副委員長による調整の結果、申し合せを示すことにより、事前配布された資料の取り扱いに関する課題やこれまで実施されてきた正副委員長レク終了後の執行部と各委員との関係性に変化が生じてしまうことが懸念されること等のため、一旦本件については協議保留となり、正副委員長預かりとなった。

委員会資料の事前配付に関する申し合わせ 正副委員長案

- 1 常任委員会における審査、調査等に必要な資料については、所管局は委員会開催日の概ね2日から3日前まで（土・日を含まず）に正副委員長へ提出し、事前説明を行うものとする。
- 2 正副委員長への事前説明終了後、所管局は速やかに同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
ただし、正副委員長への説明の後、所管局において資料の精査などが必要となる場合もあるため、委員会当日の配付となることもある。
- 3 資料配付後、内容等の訂正があった場合は、速やかに正副委員長へ説明し、確認を得た後、議会局職員から各委員へ報告するものとする。
- 4 事前に説明、配付することが困難な事案（急きょ、日程追加する事案など）については、所管局は対応が可能となった時点で、速やかに正副委員長へ説明し、その後、同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
- 5 正副委員長、及び各委員は、事前に提出された資料について適切に管理するものとする。

検討項目「文書質問制度」に関する提案要旨（民進みらい）

国会には質問主意書による文書質問の制度があり、口頭による質問とあわせて活用されている。制度の内容、他都市における運用状況及び本制度に関する課題等について把握することにより、制度の有用性、導入の可能性について検討を行いたい。

質問主意書とは

(国会法第74条及び第75条の規定による)

国会議員は、国会開会中、議長を経由して内閣に対し文書で質問することができ、この文書を「質問主意書」と言う。質問しようとする議員は、質問内容を分かりやすくまとめた質問主意書を作り、議長に提出して承認を得る必要がある。

議長の承認を受けた質問主意書は、内閣に送られ、内閣は受け取った日から7日以内に答弁しなければならない。原則として、答弁も文書で行われる。なお、7日以内に答弁できない場合は、その理由と答弁できる期限が通知される。(参議院ホームページ「質問主意書とは」より抜粋)

国会法 (抜粋)

〔質問〕

第74条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

② 質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

③ 議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議院に諮らなければならない。

④ 議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

〔答弁及びその期限〕

第75条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

② 内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

質問主意書について (衆議院先例集より抜粋)

- ・ 質問は、邦文の主意書をもってする。
- ・ 質問主意書の提出者は、おおむね一人を例とする。
- ・ 質問主意書及びその答弁書は、印刷して配付し、会議録に記載する。
- ・ 質問主意書で資料を要求するものは、受理しない。
- ・ 議長が質問主意書の取扱いについて、議院運営委員会に諮問する。
- ・ 質問主意書は、印刷の上、内閣に転送するのを例とする。
- ・ 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその理由及び答弁できる期限を明示する。
- ・ 答弁書の一部について、印刷を省略する。
- ・ 質問主意書を撤回する。
- ・ 議長に対する質問書は、これを受理しない。

政令指定都市における文書質問制度の状況

1 実施の有無

あり	5市	札幌市、横浜市、京都市、大阪市、* <u>広島市</u>
なし	15市	仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市

*広島市…予算特別委員会でのみ実施。

2 回数制限

なし	4市	札幌市、横浜市、大阪市、広島市
年1回まで	1市	京都市

3 会議録への掲載

あり	5市	札幌市、横浜市、京都市、大阪市、広島市
なし	0市	—

4 文書質問の実績（平成26年度～平成28年度合計）

0件	2市	横浜市、京都市
1～3件	1市	大阪市
4件以上	2市	札幌市、広島市

文書質問制度について

	実施の有無	回数制限	会議録への掲載	申し合わせ等	実績
札幌市	○	なし	あり	質問等:公文書の写しの請求は文書質問として取り扱わない。 ※ H14.10.7 議会運営委員会申し合わせ事項 【札幌市議会会議規則】 第62条 議員は、会期中いつでも執行機関等に対し、文書で質問することができる。 2 前項の質問は、簡明な趣意書を作り、議長に提出しなければならない。 3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、執行機関等に送付する。 4 議長は、質問趣意書及び答弁書の写を議員に配布する。	H28年度 4件 H27年度 5件 H26年度 5件
仙台市	×	—	—	—	—
さいたま市	×	—	—	—	—
千葉市	×	—	—	—	—
相模原市	×	—	—	—	—
横浜市	○	なし	あり	横浜市議会会議規則 (文書による質問) 第87条 議員は、会期中、口頭による質問の機会がない場合に執行機関に対し文書で質問することができる。 2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。 3 質問主意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。 4 議長は、質問主意書及び答弁書を会議録に掲載する。 市会運営委員会申し合わせ・確認事項 8 文書質問制度について (1) 質問主意書は、市会開会の日を含め、3日以内に提出するものとする。ただし、3日目が休日に当たる場合は、これを繰り下げる。 (2) 文書質問は、口頭による質問の機会がない場合において、運営委員会の協議を経て行うことができるものとする。 (3) 文書質問は、3項目以内とし、資料要求を行うことができないものとする。	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
新潟市	×	—	—	—	—
静岡市	×	—	—	—	—
浜松市	×	—	—	—	—
名古屋市	×	—	—	—	—
京都市	○	年1回まで	あり	文書質問は「口頭による質問の機会がない場合」などに口頭による質問を補完するために行うものと限定している。これは、本市会において、一般質問の日以降に市長等に対して質問する機会がないと認められる場合(一般質問を行う本会議以外には質問を行う機会を設けていないため)や、無所属議員から質問の申し出があった場合(一般質問を会派の代表制により行っているため)を想定している。 なお、無所属議員が行う場合は、質問の頻度や原稿量については、会派が行う代表質問との均衡を欠かないようにする必要がある。 ※平成29年4月に、無所属議員から質問の申し出があったことから、その具体的実施方法について協議した結果、 ・実施頻度は1定例会(本市会は1会期制を採用)に1回(一般質問を行わない2月市会は除く) ・原稿量は7.5分相当(非交渉会派への割当時間(7.5分×議員数)に基づく)とすることを決定し、同年5月市会において実施された。	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
大阪市	○	なし	あり	執行機関等は、質問主意書を受け取った日から7日以内に答弁書を議長に提出しなければならない(会議規則第58条)ことから、予算委員会や決算特別委員会の4～5日間連続した質疑日の直前などに提出したい意向がある場合、答弁書の作成に要する期間を確保するために、質問主意書を議長が受理する時期を調整する必要がある。	H28年度 3件 H27年度 0件 H26年度 0件
堺市	×	—	—	—	—
神戸市	×	—	—	—	—
岡山市	×	—	—	—	—
広島市	△ 予算特別委員会のみ	なし	あり	発言通告を行った項目のうち、予定時間内に終了することができなかった項目については、委員長に申し出たうえで文書質問をすることができる。文書による回答を求めるとともに、会議録へ掲載している。(議会運営委員会における決定事項)	H28年度 4件 H27年度 2件 H26年度 1件
北九州市	×	—	—	—	—
福岡市	×	—	—	—	—
熊本市	×	—	—	—	—
川崎市	×	—	—	—	—

検討項目「公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討」に関する
提案要旨（民進みらい）

例年、文教委員会の外国人市民代表者会議で参考人招致を実施しているが、地方自治法に規定されている公聴会や参考人制度を活用することについて、他都市の事例を参考に制度の有用性やその効果について検討を行いたい。

公聴会及び参考人制度

(地方自治法第115条の2の規定による)

- 公聴会・・・公の機関が一定の事項について判断し、または決定する場合に、広く利害関係者または学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度。本会議または委員会で公聴会を開くとき、議長はその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。公聴会に出て意見を述べるものを「公述人」といい、その人選については、本会議で公聴会を開く場合にあっては議会が定め、委員会で公聴会を開く場合にあっては委員会で決定する。人選に際しては、賛否公平に選定することを要し、当該案件に対して賛否両論があるときは、一方に偏らないよう配慮する必要がある。

公聴会の開催は原則として義務的なものではないが、①町または字の新設等の案に対し、住民に異議がある場合の町または字区域の新設等の議決事件、②心身の故障または非行等を理由とする選挙管理委員の罷免または監査委員若しくは人事委員会の委員の罷免の同意に係る公聴会は義務的なものであり、本会議または当該事件を付託された委員会において、必ず公聴会を開かなければならない。(ぎょうせい「地方議会運営事典」より抜粋)

<本市議会における公聴会の開催例>

- ・平成元年3月22日 第4委員会

宮前区における町区域の設定(議案)「菅生ヶ丘」新設に伴う、住居表示に関する法律第5条の2第6項に基づく公聴会

- 参考人・・・議会が本会議または委員会において地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて本会議または委員会に出頭して意見を述べる者のこと。参考人の出頭を求めるときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。参考人が出頭せず、または意見を述べなかつたとしても、これに対する罰則はない。また、参考人には出頭に要した実費を弁償しなければならない。(ぎょうせい「地方議会運営事典」より抜粋)

<本市議会における参考人招致の実施例>

- ・平成9年6月17日 市民委員会「川崎市外国人市民代表者会議の年次報告」
⇒外国人市民代表者会議正副委員長を参考人招致し報告を受ける(以降、例年実施)
- ・平成28年第1回定例会(第5日)「川崎市教育委員会の教育長の任命について」
⇒教育長候補者を参考人招致し所信表明を実施
- ・平成29年9月25日「大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について」
⇒専修大学経済学部教授を参考人招致し説明を受ける

(参考)

地方自治法（抜粋）

〔公聴会及び参考人の出頭〕

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

川崎市議会委員会条例（抜粋）

（公聴会開催の手続）

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第26条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

川崎市議会会議規則（抜粋）

第11章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第99条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第101条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第102条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第103条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第104条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第105条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第102条（公述人の発言）、第103条（議員と公述人の質疑）及び第104条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

- 本市議会では、通常、公聴会に代えて聴聞会を行うことと規定している。
(議会運営の手引き 135)

＜本市議会における聴聞会の開催例＞

- ・平成11年12月16日 まちづくり委員会
下水道料金改定議案審査に伴う聴聞会
- ・平成 7年 6月26日 第5委員会
上下水道料金改定議案審査に伴う聴聞会 ほか

- 委員会は、必要があるとき、公聴会（聴聞会）によらず、市職員以外の関係者から参考意見を聴取するため、出席を依頼することがある。この場合の委員会は、通常、懇談会としている。(議会運営の手引き 130)

＜本市議会における懇談会の開催例＞

- ・平成17年 3月15日 市民委員会
川崎港湾の将来について
- ・平成12年 2月18日 総務委員会
羽田空港離着陸機の本市上空の飛行について
- ・平成 3年11月21日 第1委員会
請願（ダイヤルQ2問題）について

(参考)

議会運営の手引き（抜粋）

第4章 常任委員会

第3節 運営

- 130 委員会は、必要があるとき、公聴会（聴聞会）によらず、市職員以外の関係者から参考意見を聴取するため、出席を依頼することがある。この場合の委員会は、通常、懇談会としている。

第4節 聴聞会

- 135 通常、委員会は、公聴会に代えて聴聞会を行う。

- 136 聴聞会開催にあたって、委員会は、あらかじめ次の事項を協議する。

- (1) 日 時
- (2) 場 所
- (3) 案 件
- (4) 参考人
 - ア 人 数
 - イ 選定方法
 - ウ 発言時間
 - エ 発言順序
 - オ 参考人に対する質疑
 - カ 参考人に対する配布資料
 - キ 参考人に対する費用弁償
- (5) 傍聴の取り扱いについて
 - ア 議 員
 - イ 理事者
 - ウ 報道関係者
 - エ 一 般
- (6) その他

- 137 参考人に対しては、議長名により、出席依頼状を送付する。

政令指定都市における公聴会及び参考人制度の活用状況 (平成26年度～平成28年度)

1 公聴会

1-1 開催事例の有無

あり	0市	—
なし	20市	*札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市

*札幌市…申し合わせ等による公聴会に準ずる会議（聴聞会）を開催した実績がある
(平成28年10月「札幌市電車乗車料金条例の一部改正に関する聴聞会」)。

2 参考人制度

2-1 招致事例の有無

あり	15市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市、川崎市
なし	5市	静岡市、浜松市、堺市、広島市、福岡市

2-2 招致対象の会議

本会議	4市	仙台市、千葉市、熊本市、川崎市
議会運営委員会	2市	横浜市、岡山市
常任委員会	10市	さいたま市、横浜市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、熊本市、川崎市
特別委員会	6市	札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、神戸市、岡山市

2-3 招致の回数（平成26年度～平成28年度合計）

1回	3市	千葉市、相模原市、名古屋市
2回	2市	北九州市、熊本市
*3回以上	10市	札幌市(3)、仙台市(19)、さいたま市(30)、横浜市(14)、新潟市(4)、京都市(5)、大阪市(5)、神戸市(25)、岡山市(6)、川崎市(4)

*3回以上…括弧内は招致の回数の合計。

政令指定都市における公聴会及び参考人制度の活用状況について(平成26年度～平成28年度)

1 公聴会〔地方自治法第115条の2第1項〕の開催について

政令市19市において、開催した事例は、なし。

2 申合せ等による公聴会に準ずる会議(聴聞会)の開催について

政令市19市において、開催した事例は、札幌市のみ。

	①開催事例	②開催した日	③開催した委員会名	④テーマ・案件	⑤出席を依頼された者に関する情報
札幌市	○	平成28年10月17日	第二部決算及び議案審査特別委員会	札幌市電車乗車料金条例の一部改正に関する聴聞会	北海道大学公共政策大学院公共政策学連携研究部教授他2名

3 参考人制度〔地方自治法第115条の2第2項〕について

	①実施事例	②招致した日	③出席した委員会名	④テーマ・案件	⑤参考人に関する情報
札幌市	○	平成27年12月7日	冬季五輪招致・スポーツ振興調査特別委員会	冬季オリンピック・パラリンピック招致について	早稲田大学スポーツ科学学術員教授
		平成28年8月1日 ※平成28年度は他1件	冬季五輪招致・スポーツ振興調査特別委員会	冬季オリンピック・パラリンピック招致について	スキージャンプ選手他1名
仙台市	○	平成27年3月6日 ※平成26年度は他7件	本会議	仙台市教育委員会の教育長の任命について	教育長候補者
		平成27年4月20日 ※平成27年度は他2件	選挙管理委員会の不適切事務等に関する調査特別委員会	自治体職員のモラル(倫理観)とモラル(士気)を高める組織づくりについて	同志社大学政策学部・同大学院総合政策科学研究科教授
		平成28年7月28日 ※平成28年度は他7件	総合交通政策調査特別委員会	今後の仙台市に求められる交通政策のあり方について	東北大学大学院工学研究科教授
さいたま市	○	平成26年9月17日 ※平成26年度は他5件	保健福祉委員会	人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトについて	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長
		平成27年9月15日 ※平成27年度は他5件	まちづくり委員会	これからの地域公共交通の役割について	埼玉大学大学院教授
		平成28年12月9日 ※平成28年度は他17件	総合政策委員会	請願第48号「公募型プロポーザル方式入札について」	請願者
千葉市	○	平成29年3月15日	本会議	千葉市教育委員会の教育長の任命について(所信表明)	教育長候補者
横浜市	○	平成26年9月22日 ※平成26年度は他5件	市会運営委員会	議会基本条例制定後の活用について	東京財団 研究員
		平成27年11月30日 ※平成27年度は他5件	観光・創造都市・国際戦略特別委員会	2020オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた文化プログラムの展開について	文化庁長官官房政策課文化プログラム推進企画官
		平成29年1月23日 ※平成28年度は他1件	こども青少年・教育委員会	少年育成指導官として考えること～ひとりの子供の立ち直りが未来の社会を変える～	福岡県警察本部生活安全部少年課 北九州少年サポートセンター 少年育成指導官
相模原市	○	平成28年3月14日	建設委員会	公共下水道への無断接続等(未賦課、誤賦課及び減免誤り)及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れについて	平成21年度土木部長
新潟市	○	平成27年12月17日 ※平成27年度は他1件	農業活性化調査特別委員会	TPP大筋合意と政策大綱の内容について	農林水産省北陸農政局新潟支局長地方参事官
		平成28年12月20日 ※平成28年度は他1件	農業活性化調査特別委員会	農福連携について	新潟市障がい者あぐりサポートセンター長
静岡市	×				
浜松市	×				
名古屋市	○	平成28年4月28日	経済水道委員会	名古屋城天守閣の整備検討について	株式会社竹中工務店名古屋支店総括代理人
京都市	○	平成28年1月6日 ※平成27年度は他4件	教育福祉委員会	児童相談所における児童記録について	京都市会議員
大阪市	○	平成26年10月1日 ※平成26年度は他2件	民生保健委員会	議案第334号 地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の認可についてなど	地方独立行政法人大阪市民病院機構事務局長
		平成27年6月3日 ※平成27年度は他1件	民生保健委員会	大阪市民病院機構職員の不祥事案についてなど	地方独立行政法人大阪市民病院機構理事長他2名
堺市	×				
神戸市	○	平成26年5月28日 ※平成26年度は他10件	文教子ども委員会	土曜日を活用した教育の在り方	京都府教育庁指導部学校教育課学力担当課長
		平成27年9月9日 ※平成27年度は他2件	大都市行財政制度に関する特別委員会	超高齢社会の到来と大都市制度改革	一橋大学大学院法学研究科教授
		平成28年11月24日 ※平成28年度は他10件	福祉環境委員会	議員提出第17号議案 神戸市人と猫との共生に関する条例の件	神戸市獣医師会会長
岡山市	○	平成26年10月21日 ※平成26年度は他1件	企業会計決算等審査特別委員会	平成25年度岡山市病院事業会計決算及び平成25年度岡山市地方独立行政法人移行準備病院会計決算について	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長
		平成28年1月7日	議会運営委員会	岡山市議会テレビ制作放送等に関する業務委託について	岡山放送株式会社社員他12名
		平成29年1月27日 ※平成28年度は他2件	多様性のある社会実現調査特別委員会	個人としての多様性の尊重と、LGBT等の正しい理解について	岡山大学大学院保健学研究科
広島市	×				
北九州市	○	平成26年8月4日 ※平成26年度は他1件	経済港湾委員会	中小企業振興	北九州商工会議所専務理事他6名
福岡市	×				
熊本市	○	平成26年10月1日	経済委員会	「馬屠畜施設の整備方針」並びに「経営運営方針(馬屠畜料金等)」について	株式会社熊本中央食肉センター代表取締役
		平成29年3月24日	本会議	熊本市教育委員会の教育長の任命について(教育長候補者の所信表明)	教育長候補者
川崎市	○	平成26年5月21日	市民委員会	川崎市外国人市民代表者会議2013年度年次報告について	川崎市外国人市民代表者会議第9期委員長他1名
		平成28年3月18日 ※平成27年度は他1件	本会議	川崎市教育委員会の教育長の任命について	教育長候補者
		平成28年5月19日	文教委員会	川崎市外国人市民代表者会議2015年度年次報告について	川崎市外国人市民代表者会議第10期委員長他1名